

## 災害時等における通信復旧の協力に関する協定書

福島県伊達市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社宮城事業部福島支店（以下「乙」という。）とは、災害発生時の通信復旧の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害等」という。）の発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

### （災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害に関する情報を提供するものとする。

- 2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間等の情報を可能な限り甲に提供するものとする。

### （情報連絡員の派遣）

第3条 災害等が発生し、又は発生のおそれがあることにより甲が災害対策本部等を設置した場合、乙は、甲との連携のうえ、必要に応じて甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「情報連絡員」という。）を派遣できるものとする。

- 2 情報連絡員は、災害に関する情報の収集、伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

### （通信設備の復旧）

第4条 災害等の発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で優先順位を見極めながら重要通信の確保、並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

- 2 前項に定める通信設備の復旧にあたり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用是非は、乙の判断によるものとする。

### （復旧作業に対する協力）

第5条 災害等の発生により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず道路被害の規模、場所等の問題により、甲の迅速な応急対応が困難であり、かつ、乙による応急対応が可能である場合には、甲乙協議の上、乙が当該作業を実施できるものとする。なお、当該応急対応に費用を要した場合、乙はこれを甲に請求できるものとする。

(資材置場等の確保)

第6条 災害等の発生時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

2 乙は、前項に規定する施設を使用する場合、協力要請書(様式第1号)を提出し、施設使用に関する協力を甲へ要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙は、通信復旧の完了等により施設使用を終了する場合は、施設使用終了報告書(様式第2号)を提出するとともに、乙の負担により使用した施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後に返還しなければならない。

(準用)

第7条 乙が、災害等の発生時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、必要に応じ本協定の定めに基づき運用することができるものとする。

(広報活動)

第8条 乙は、伊達市内において通信障害が発生した場合、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等の乙の保有する広報手段にて通信障害情報を発信する。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して通信障害情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を決定し、連絡責任者等報告書(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は継続しない旨の申し出がないときは、本覚書は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 災害等の発生時は、逐一被災規模に応じ甲乙協議のうえ対応を決定する。

2 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(解除)

第12条 甲及び乙は、相手方が本協定に定める各条項に違反したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、各1通を保有する。

令和4年4月18日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地  
伊達市  
伊達市長 須田 博行

乙 福島県福島市山下町 5 番 10 号  
東日本電信電話株式会社  
宮城事業部福島支店  
支店長 畠山 良平